

神戸東労働基準協会長 殿

神戸東労働基準監督署長



建設現場における墜落、転落災害防止対策の徹底について
(緊急要請)

平素は、労働行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、建設業における労働災害の防止については、従来から行政の重点課題として各種対策を推進してきたところです。

しかしながら、昨年の年末に当署管内の建設現場において墜落、転落防止対策が十分に講じられていないことにより、高所からの墜落、転落による重篤な労働災害が複数件発生し、さらに、本年の1月上旬には建築物の解体工事現場において架設足場の組立て作業中の労働者が墜落して死亡する労働災害が発生するなど、誠に憂慮すべき事態となっています。

これらの労働災害の詳細については、現在調査中のところもありますが、「墜落、転落」による労働災害は、足場や作業床の端部、開口部等の高所作業場所において手すりの設置等の墜落防止措置が適切に講じられていないことや、労働者の墜落制止用器具（旧呼称：安全帯）の使用状況を職長、作業中の労働者を直接指揮監督する者又は作業主任者が十分に監視していない等、基本的な安全対策が講じられない状況において発生しています。

こうした状況を鑑み、当署といたしましては、墜落、転落による労働災害の防止対策の徹底を期すべく、災害発生状況を踏まえた下記の措置につきまして、管内の建設事業業場及び建設現場に対して要請することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても墜落、転落災害防止対策の推進を強化いただくとともに、傘下の会員事業者に対して、下記の措置が確実に実行されるよう、周知方特段のご配慮をお願いいたします。

記

- 1 高さが2メートル以上の箇所で行う作業を行うに際して、足場を組み立てる等の方法による作業床の設置。また、作業床の設置が困難な場合には、防網の設置、墜落制止用器具の使用等の措置。
- 2 高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で作業を行う箇所への囲い、手すり、覆い等の設置。作業床の端、開口部等に手すり等を設置する作業時の親綱等への墜落制止用器具の取り付け。
- 3 職長等又は作業主任者を適切に配置する。また、配置された職長等又は作業主任者に対して、“安全衛生のキーマン”として重要な立場にあることを理解させ、適正な作業方法の決定、労働災害を防止するための必要な事項等における職務の確実な励行。